

証券コード 3287

(発信日) 2025年1月9日

(電子提供措置の開始日) 2025年1月7日

投資主各位

東京都中央区京橋三丁目6番18号
星野リゾート・リート投資法人
執行役員 秋 本 憲 二

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、星野リゾート・リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、本投資主総会に当日ご出席願えない場合は、議決権行使書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書面に賛否をご記入の上、2025年1月29日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項の規定に基づき、現行規約第14条において「みなし賛成」の規定を定めております。従いまして、当日ご出席になられず、かつ、議決権行使書面により議決権を行使されない場合、現行規約第14条第3項に定める議案を除き、投資主様が保有している議決権の数は、出席した投資主様の議決権の数に算入され、かつ、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、十分ご留意下さいますようお願い申し上げます。

<現行規約抜粋>

第14条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

3. 前二項のみなし賛成の規定は、投信法第104条第1項（役員及び会計監査人の解任）、第140条（規約の変更）（ただし、のみなし賛成に関連する規定の制定又は改廃に限る。）、第143条第3号（解散）、第205条第2項（資産運用会社による資産の運用に係る委託契約の解約に関する同意）、又は第206条第1項（投資法人による資産の運用に係る委託契約の解約）の議案の決議には適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人のウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しております。また、本投資法人におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

本投資法人のウェブサイト

<https://www.hoshinoresorts-reit.com/ja/ir/meeting.html>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」→「縦覧書類／PR情報」→「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択のうえ、ご確認下さいますようお願い申し上げます。

東証のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



敬具

記

1. 日 時：2025年1月30日（木曜日）午後2時
（なお、受付開始時刻は午後1時30分を予定しております。）
2. 場 所：東京都千代田区麹町一丁目6番4号
住友不動産半蔵門駅前ビル2F ベルサール半蔵門
（末尾の投資主総会会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 投資主総会の目的である事項：

決 議 事 項

- 第1号議案 規約一部変更の件
- 第2号議案 執行役員1名選任の件
- 第3号議案 監督役員2名選任の件
- 第4号議案 補欠執行役員1名選任の件
- 第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

以上

＜お願い＞

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主様1名を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
なお、投資主様ではない代理人、及び同伴の方など、議決権を行使することができる投資主様以外の方はご入場できませんので、ご注意下さい。

＜ご案内＞

- ◎投資主総会参考書類に記載すべき事項について、本投資主総会の前日までの間に修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のウェブサイト（<https://www.hoshinoresorts-reit.com/>）に掲載いたしますので、あらかじめご了承下さい。
- ◎本投資主総会終了後、引き続き同会場におきまして、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントによる「運用状況報告会」を実施する予定です。ご多用中とは存じますが、ご参加いただければ幸いです。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 投資主の皆様の公告閲覧の利便性向上及び手続の合理化を図るため、本投資法人の公告方法を電子公告による方法に変更し、あわせて事故その他やむを得ない事由により電子公告を行うことができない場合の公告方法を定めるものです（現行規約第4条関連）。
- (2) 将来、本投資法人が借入先の多様化を進めるにあたり、信用組合及び信用金庫から融資を受けることも想定されるため、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。その後の改正を含みます。）及び信用金庫法（昭和26年法律第238号。その後の改正を含みます。）に基づく出資を行う必要があることから、本投資法人が不動産関連資産への投資に付随して取得する資産に、中小企業等協同組合法及び信用金庫法に定める出資を追加するものです（変更案第30条第4項第14号及び第15号関連）。
- (3) 2024年11月1日付で、本投資法人の投資口を1口につき2口の割合をもって分割したことに伴い、運用報酬2控除前1口当たり分配金の水準が2分の1となることから、運用報酬2控除前1口当たり分配金を乗じて算出される運用報酬2の水準が当該分割前と同等になるよう、算出に係る料率の上限を、従前の数値に2を乗じた数値に変更するものです（現行規約別紙関係）。
- (4) その他、字句の修正、不要となった規定の削除、条文整備等のために、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (省略) (公告方法) 第 4 条 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第 2 章 投資口 第 5 条～第 8 条 (省略) 第 3 章 投資主総会 (開催及び招集) 第 9 条～第 16 条 (省略) 第 4 章 執行役員及び監督役員 第 17 条～第 20 条 (省略) 第 5 章 役員会 第 21 条～第 24 条 (省略) 第 6 章 会計監査人 第 25 条～第 27 条 (省略) 第 7 章 資産運用の対象及び方針 第 28 条～第 29 条 (省略) (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 第 30 条 (省略) 2. (省略)	第 1 章 総則 第 1 条～第 3 条 (現行どおり) (公告方法) 第 4 条 本投資法人の公告は、<u>電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、</u>日本経済新聞に掲載する方法により行う。 第 2 章 投資口 第 5 条～第 8 条 (現行どおり) 第 3 章 投資主総会 (開催及び招集) 第 9 条～第 16 条 (現行どおり) 第 4 章 執行役員及び監督役員 第 17 条～第 20 条 (現行どおり) 第 5 章 役員会 第 21 条～第 24 条 (現行どおり) 第 6 章 会計監査人 第 25 条～第 27 条 (現行どおり) 第 7 章 資産運用の対象及び方針 第 28 条～第 29 条 (現行どおり) (資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲) 第 30 条 (現行どおり) 2. (現行どおり)

現 行 規 約	変 更 案
3. (省略) 4. 本投資法人は、前三項に定める特定資産のほか、不動産関連資産への投資に付随して取得する次に掲げる資産に投資する。 (1)～(13) (省略) (新設) (新設) <u>(14)</u> (省略) 5. (省略) 第31条～第33条 (省略) 第 8 章 資産の評価等 第34条～第36条 (省略) 第 9 章 金銭の分配 第37条 (省略) 第10章 借入れ及び投資法人債 第38条 (省略) 第11章 資産運用報酬等 第39条～第41条 (省略) 第12章 業務及び事務の委託 第42条 (省略) 第13章 附 則 <u>(附則)</u> <u>第43条 第 9 条第 5 項及び第 6 項の規定は、2023年 2 月28日までの日を投資主総会の日とする投資主総会については、適用しないものとする。</u>	3. (現行どおり) 4. 本投資法人は、前三項に定める特定資産のほか、不動産関連資産への投資に付随して取得する次に掲げる資産に投資する。 (1)～(13) (現行どおり) <u>(14) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号、その後の改正を含む。）に定める出資</u> <u>(15) 信用金庫法（昭和26年法律第238号、その後の改正を含む。）に定める出資</u> <u>(16)</u> (現行どおり) 5. (現行どおり) 第31条～第33条 (現行どおり) 第 8 章 資産の評価等 第34条～第36条 (現行どおり) 第 9 章 金銭の分配 第37条 (現行どおり) 第10章 借入れ及び投資法人債 第38条 (現行どおり) 第11章 資産運用報酬等 第39条～第41条 (現行どおり) 第12章 業務及び事務の委託 第42条 (現行どおり) (削除)

現 行 規 約	変 更 案
別紙	別紙
資産運用会社に対する資産運用報酬	資産運用会社に対する資産運用報酬
1. 報酬体系	1. 報酬体系
(省略)	(現行どおり)
(1) (省略)	(1) (現行どおり)
(2) 運用報酬 2	(2) 運用報酬 2
本投資法人の各営業期間の当該決算期における運用報酬 2 控除前分配可能金額（＊）を当該決算期における発行済投資口の総口数（ただし、本投資法人が当該決算期において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合、当該決算期における発行済投資口の総口数から保有する自己投資口の口数を除いた数をいうものとする。）で除した金額（以下「運用報酬 2 控除前 1 口当たり分配金」という。）に各営業期間におけるNOI（Net Operating Income）（＊＊）と本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を0.00015%とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。 （＊）運用報酬 2 控除前分配可能金額とは、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って算出される税引前当期純利益の金額（ただし、運用報酬 2 及び控除対象外消費税等控除前の金額とする。）をいう。なお、繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいう。 （＊＊）NOIとは本投資法人の賃貸事業収入及び運営委託収入の合計から賃貸事業費用及び運営委託費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額をいう。	本投資法人の各営業期間の当該決算期における運用報酬 2 控除前分配可能金額（＊）を当該決算期における発行済投資口の総口数（ただし、本投資法人が当該決算期において未処分又は未消却の自己投資口を保有する場合、当該決算期における発行済投資口の総口数から保有する自己投資口の口数を除いた数をいうものとする。）で除した金額（以下「運用報酬 2 控除前 1 口当たり分配金」という。）に各営業期間におけるNOI（Net Operating Income）（＊＊）と本投資法人及び資産運用会社が別途合意する料率（ただし、上限を0.0003%とする。）を乗じた金額（円単位未満切捨て）とする。 （＊）運用報酬 2 控除前分配可能金額とは、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って算出される税引前当期純利益の金額（ただし、運用報酬 2 及び控除対象外消費税等控除前の金額とする。）をいう。なお、繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額をいう。 （＊＊）NOIとは本投資法人の賃貸事業収入及び運営委託収入の合計から賃貸事業費用及び運営委託費用（減価償却費及び固定資産除却損を除く。）の合計を控除した金額をいう。
(3)～(5) (省略)	(3)～(5) (現行どおり)
2. (省略)	2. (現行どおり)

第2号議案 執行役員1名選任の件

本投資法人の執行役員である秋本憲二は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。執行役員の任期は、投信法第99条第2項及び現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される2025年1月30日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される執行役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年12月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況（社名等当時）	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
(あき もと けん じ) 秋 本 憲 二 (1963年2月20日)	1987年4月 株式会社ワールド 東京本社経理部 1991年4月 同社 東京本社財務部 1992年11月 株式会社NHVホテルズインターナショナル 経理部財務課長 1996年5月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル 監査役 1997年4月 株式会社ザ・ウィンザー・ホテルズインターナショナル洞爺 経理部長 1998年5月 株式会社壱番屋 経理部 1998年12月 株式会社星野リゾート 財務経理ユニット・ディレクター 2009年6月 同社 経営企画室長 2010年9月 同社 財務戦略室長 2012年12月 株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 代表取締役社長 2013年3月 星野リゾート・リート投資法人 執行役員（現任） 2019年12月 株式会社星野リゾート・アセットマネジメント 代表取締役社長兼財務管理本部長 2020年11月 同社 代表取締役社長（現任）	0口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの代表取締役社長です。その他、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

- ・ 上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、執行役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 監督役員2名選任の件

本投資法人の監督役員である品川広志及び藤川裕紀子の両名は、本投資主総会の終結のときをもって任期満了となりますので、本投資主総会において改めて監督役員2名の選任をお願いいたしたいと存じます。監督役員の任期は、現行規約第18条第2項第一文ただし書を適用し、選任される2025年1月30日から2年を経過した日の翌日から30日以内に開催される監督役員の選任を議案とする投資主総会の終結の時までとします。

なお、投信法及び現行規約第17条の定めにより、監督役員の員数は、執行役員の員数に1を加えた数以上であることが必要とされております。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
1	(しな がわ ひろ し) 品 川 広 志 (1976年12月7日)	2002年10月 弁護士登録 2002年10月 濱田松本法律事務所 2008年9月 Alston & Bird法律事務所 研修 2009年9月 モルガン・スタンレー証券株式会 社 投資銀行本部 出向 2010年10月 森・濱田松本法律事務所 2012年1月 錦華通り法律事務所 2013年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員(現任) 2015年6月 株式会社みらいワークス 社外監 査役(現任) 2016年3月 株式会社セルテクノロジー 社外 監査役 2017年7月 株式会社インフキュリオン 社外 監査役(現任) 2017年12月 ESRリート投資法人 監督役員 (現任) 2018年9月 株式会社メトセラ 社外監査役 2019年1月 弁護士法人エムパートナーズ 弁 護士(現任) 2020年3月 ジャパンシステム株式会社 社外 取締役(監査等委員) 2020年5月 株式会社アデランス 社外監査役 (現任) 2020年6月 キッズウェル・バイオ株式会社 社外監査役(現任) 2022年9月 株式会社メトセラ 社外取締役 (監査等委員) 2024年4月 同社 社外監査役(現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況（社名等当時）	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
2	(ふじ かわ ゆ き こ) 藤 川 裕紀子 (1965年3月16日)	1988年10月 中央新光監査法人 1992年3月 公認会計士登録 1998年6月 金融監督庁検査部 金融証券検査 官 2000年7月 藤川裕紀子公認会計士事務所 開 設（現任） 2004年12月 税理士登録 2008年7月 ニューシティ・レジデンス投資法 人 監督役員 2012年1月 税理士法人会計実践研究所 設立 代表社員（現任） 2013年3月 星野リゾート・リート投資法人 監督役員（現任） 2014年6月 東洋証券株式会社 社外取締役 2020年6月 鹿島建設株式会社 社外監査役 2020年6月 相鉄ホールディングス株式会社 社外取締役（現任）	0口

- ・ 上記監督役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 上記監督役員候補者両名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。上記監督役員候補者両名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれており、監督役員に就任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠執行役員が執行役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第2号議案における執行役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する時までとなります。

補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2024年12月16日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
(かぶ き たか ひろ) 蕪 木 貴 裕 (1983年6月11日)	2011年4月 郵便事業株式会社 経営企画部 2013年11月 株式会社星野リゾート・アセット マネジメント 財務管理部 2015年7月 同社 投資運用部 2016年5月 ソニー株式会社 ソニーセミコンダクタソリュー ションズ株式会社へ出向 企画管 理部門 企画管理第1部 2019年3月 株式会社星野リゾート・アセット マネジメント 財務管理本部 企 画管理部 2019年12月 同社 財務管理本部 企画管理部 長 2020年11月 同社 取締役財務管理本部長 兼 企画管理部長 2021年12月 同社 取締役財務管理本部長 兼 企画管理部長 兼 財務経理部長 2022年12月 同社 取締役経営企画本部長 2023年6月 同社 取締役経営企画本部長 兼 企画管理部長 2024年12月 同社 取締役経営企画本部長 兼 財務経理本部長 兼 企画管理 部長(現任)	1口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社である株式会社星野リゾート・アセットマネジメントの取締役経営企画本部長兼財務経理本部長兼企画管理部長です。その他、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記補欠執行役員候補者は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を1口（1口未満切捨て）保有しております。なお、保有する本投資法人の投資口数は、2024年11月1日現在の状況を記載しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第5号議案 補欠監督役員1名選任の件

監督役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監督役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において選任された補欠監督役員が監督役員となった場合の任期については、現行規約第18条第2項第三文の定めに基づき、第3号議案における監督役員の任期と同一となります。

また、本議案において、補欠監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第18条第3項の規定により、第3号議案における監督役員の任期が満了する時までとなります。

補欠監督役員の選任の効力は、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

補欠監督役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、本投資法人における地位及び 重要な兼職の状況(社名等当時)	所 有 す る 本投資法人の 投 資 口 数
(たか はし じゅん じ) 高 橋 淳 二 (1973年7月18日)	1996年4月 東京C.P.A. 専門学校 1996年4月 太田昭和監査法人 1999年5月 公認会計士登録 2002年6月 学校法人高橋学園 理事 2003年9月 監査法人保森会計事務所 2009年7月 監査法人クラリティ 社員 2013年4月 専門学校東京CPA会計学院 副校長 2016年9月 税理士登録 2018年10月 専門学校東京CPA会計学院熊本校 校長 2019年3月 税理士法人M.T. 総研 社員(現 任) 2022年5月 学校法人高橋学園 理事長(現 任)、専門学校東京CPA会計学院 校長(現任)	0口

- ・ 上記補欠監督役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・ 本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる過誤、義務違反、不作為等を理由とした損害賠償請求等による損害を当該保険契約により填補することとしています。上記補欠監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び現行規約第14条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記の第1号議案から第5号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当いたしておりません。また、現行規約第14条第3項に定める議案については、「みなし賛成」の規定は適用されませんが、本投資主総会に提出される議案に同項に定める議案は含まれません。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区麹町一丁目6番4号 住友不動産半蔵門駅前ビル2F
ベルサール半蔵門

電話 050-3112-0916



<交通のご案内>

東京メトロ半蔵門線 「半蔵門駅」 3b 出口直結

東京メトロ有楽町線 「麹町駅」 3 番出口徒歩約5分

◎当日の駐車場の用意はいたしていませんので、お車でのご来場はご遠慮
下さいますようお願い申し上げます。

◎当日はお土産を用意いたしていませんので、ご了承いただきますようお願い
申し上げます。